

九州・山口地域連携結婚・子育てポジティブキャンペーンプロジェクト委託業務企画提案競技実施要項

1 目的

九州・山口地域で希望する結婚を実現するため、若い世代には家庭（パートナー）や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさ等を知ってもらい、またその他の世代にはそれを応援する働きかけを行う必要がある。

そのため、九州・山口地域各県及び経済界が一体となり、動画放送等のポジティブキャンペーンに取り組み、社会全体の結婚・子育てに対するプラスイメージを醸成することを目的とする。

2 委託業務の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託先の選定方法

企画提案競技により選定する。

4 提出書類等

(1) 提出書類及び提出期限

ア 参加資格審査関係書類 平成28年9月16日（金）17時必着

（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1） 1部
- ② 過去の同種業務の実績を証する書類（様式自由） 7部
- ③ 会社概要（パンフ等） 7部

イ 企画提案関係書類 平成28年9月30日（金）17時必着

（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- ① 表紙・企画提案書（様式自由） 7部
- ② 業務実施体制表（様式自由） 7部
- ③ 見積書（様式自由） 7部

・ 表紙	委託業務名、会社名、担当者名及び電話番号等の連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
① 企画提案書	仕様書に沿って、各エリアを対象に、効率的かつ効果的にポジティブキャンペーンを実施し、社会全体の結婚・子育てに対するプラスイメージを醸成するという本事業の目的を踏まえて企画・提案すること。詳細は仕様書の下線部を参照すること。	様式自由 (A4版)

② 業務実施体制 及びスケジュール	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にし、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。また、業務スケジュールを明記すること。	様式自由 (A4版)
③ 見積書	実施予定の媒体毎等、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4版)

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部こども未来課 こども企画班 鈴木、飯田

TEL 097-506-2718

FAX 097-506-1739

5 参加資格等

参加資格は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- ① これまでに同種業務の実績があり、大分県又は福岡県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- ④ 大分県、福岡県の契約にかかる指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑤ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

6 審査等

(1) 審査方法

参加資格審査及び企画提案関係書類による書類審査とし、別に定める「九州・山口地域連携結婚・子育てポジティブキャンペーンプロジェクト業務委託企画提案競技審査基準」に基づき、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に通知する。

(2) 審査結果

審査結果は企画提案者に書面で通知する。

(3) 審査基準

①企画提案内容について

- ア. 仕様書に基づき、委託業務の目的や期待する効果を正しく理解しているか。
- イ. テレビCMについて、放送局、放送本数、タイムランク、放送時間帯の振り分け等、より効率的・効果的な提案がなされているか。
- ウ. 映画館CMについて、映画館、映画作品の選定等、より効率的・効果的な提案がなされているか。
- エ. 本動画に関して、他の媒体による放送・拡散等のアイデア、実効性があるか。
- オ. 本動画に関して、話題性を呼ぶパブリシティ獲得のためのアイデア、実効性があるか。

②実施体制等について

- カ. 本業務として遂行可能な人員の確保がなさ、適正な人員体制であると認められるか。また、実現可能なスケジュールとなっているか。
- キ. 同種業務の実績を十分に持ち合わせており、知見があるか。
- ク. 見積総額、見積内訳は妥当か。

7 質疑応答

企画提案書の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メール又はFAXで、「10. 問合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 平成28年9月23日(金) 17時まで
- (3) 質問票様式 別添「質問票」のとおり
- (4) 回答方法 質問者に随時回答するとともに、県庁ホームページ上に掲載する。

8. 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 参加資格審査関係書類提出期限 平成28年9月16日(金)
- (2) 質問受付期限 9月23日(金)
- (3) 企画提案関係書類提出期限 9月30日(金)
- (4) 委託先決定通知 10月12日(金)

9. 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。

- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

10. 問い合わせ先

大分県福祉保健部こども未来課こども企画班 鈴木、飯田

TEL 097-506-2718

FAX 097-506-1739

MAIL a12470@pref.oita.lg.jp

別紙

九州・山口地域連携結婚・子育てポジティブキャンペーンプロジェクト
業務委託仕様書

1 件名

九州・山口地域連携結婚・子育てポジティブキャンペーンプロジェクト委託業務

2 目的

九州・山口地域で希望する結婚を実現するため、若い世代には家庭（パートナー）や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさ等を知ってもらい、またその他の世代には、それを応援する働きかけを行う必要がある。そのため、九州・山口地域各県及び経済界が一体となり、社会全体の結婚・子育てに対するプラスイメージの醸成に取り組む。

3 広報コンテンツ

上記目的を達成するため、下記の2種類の動画を別に制作しており、本業務において使用すること。（データ提供予定）

① 3分動画 ……県ホームページやYouTube等でのネット配信を想定。

② 15秒動画……テレビCM等での放送を想定しており、3分動画への誘導を目的としている。

4 契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日までとする。

5 委託金額

15,139,000円（消費税含む）

（内訳）

福岡県内エリア 6,130,000円（消費税含む）

大分県内エリア 9,000,000円（消費税含む）

6 委託業務内容

(1) テレビCM等での放送（別に制作する動画コンテンツ（15秒）を使用）

エリア、時期、種類は以下のとおりとし、効率的・効果的に動画放送すること。

エリア	時期	種類
福岡県内	H28.10 下旬～H29.3 月の範囲内	テレビCM（15秒）
大分県内	H28.10 下旬～H29.3 月の範囲内	テレビCM（15秒）
	H28.10 下旬～H29.3 月の範囲内	映画館CM（15秒）

※企画提案書には、テレビCMについては、各エリア・時期毎の①放送局及び放送対象人口（ケーブルテレビを除く）、②放送局毎の総本数及び実現可能なタイムランク別本数、放送時間帯を記載すること。また、放送局毎の総本数やタイムランク別、放送時間帯の振り分け等の考え方を記載すること。（大分県内では、民放3局で357本以上（民放1局119本以上）の放送量とすること。）

映画館CMについては、時期毎の①映画館、映画作品及び放送対象人口、②映画作品毎の総本数、放送時間帯を記載すること。また、映画館、映画作品の選定等の考え方を記載すること。（総動員数20,000人以上の放送量とすること。）

(2) その他の媒体を活用したキャンペーン（動画の放送や話題性喚起等）

本業務の目的を達成するため、11月を重点広報月間と予定しており、他の媒体による動画放送や拡散等、また話題性を呼ぶパブリシティを獲得すること。

※企画提案書には、(1) テレビCM等での放送に準じて、活用媒体、時期、種類、放送量等を具体的に記載し、その選定等の考え方を記載すること。

7 その他の条件

(1) 契約締結後、本業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること。

(2) 動画の放送実績等については、業務終了後データ及び紙等で県に提出すること。

(4) 打合せや電話、メール等、県との速やかかつ確実な連絡体制をとること。

(5) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。